

**(新) 事業承継加速化事業費**

(9月補正予算額：250,000 千円)

**1 事業概要**

新型コロナウイルス感染症の影響による後継者不在の中小企業者等の廃業を未然に防止し、地域の雇用の維持や技術・技能の伝承を図るため、事業を承継する事業者を支援。

**2 事業内容**

事業承継に取り組む受け手側の事業者に対して、経営資源(※)の引継ぎに要する経費を補助

①補助対象者

- ・事業承継に取り組む受け手側の県内中小企業者等

②補助対象経費

- ・株式取得に要する経費、事業の譲り受けに要する経費、財務アドバイザーやM&A仲介事業者に支払う謝金、士業専門家に支払う謝金

③補助率 1 / 2 (補助上限 10,000 千円)

※「経営資源」とは、従業員等の人的資源、建物や設備等の物的資源、預金等の金銭的資源などの有形財産に加え、顧客データ・独自のノウハウ・ブランド力などの無形財産も含まれる。

**3 補助対象とならない事業**

事業承継に取り組む事業を柔軟に補助対象とするが、以下のケースは補助対象とならないものとする。

- ・親から子への株式譲渡などの親族間の事業承継
- ・親会社の子会社を吸収合併するなどの同一グループ企業内の事業再編を目的とする事業
- ・本補助金と同一の補助対象経費に対して、国の補助金を活用する事業